段階的なリスク評価の手順フロー【平成30年度版】

優先評価化学物質

製造数量等の届出（法第9条）
有害性情報の報告（法第41条）

評価の準備

製造・輸入数量の全国合計10t以下の物質

評価Ⅰ

有害性評価Ⅰ

製造数量等の集計等
PRTR情報の収集

暴露評価Ⅰ

有害性情報の追加・精査

推定排出量

有害性評価

暴露評価

モニタリングデータ等
も加味する

優先順位付け

製造・輸入数量の全国合計値10t以下の物質、又は全国推計排出量1t以下の物質
評価Ⅱに進まなかった物質

優先評価化学物質の指定の取消し（法第11条）

製造数量等の監視

過去３年以上、製造・輸入数量の全国合計値10t以下の物質、又は全国推計排出量1t以下の物質届出不要物質相当と確認された場合

有害性情報の提出の求め（法第10条第1項）　有害性情報の報告（法第41条）

優先順位や必要な有害性情報の有無を勘案して順次評価Ⅱへ

製造・輸入数量の全国合計値10t以下の物質、又は全国推計排出量1t以下になった物質

評価Ⅱ

有害性評価Ⅱ

有害性情報の追加・精査

有害性評価

モニタリングデータ
（既往調査が基本）

モニタリング結果による暴露評価

ＰＲＴＲ情報

ＰＲＴＲ情報による暴露評価

暴露評価Ⅱ

製造数量等に基づく推定排出量の精査

化審法届出情報による暴露評価

リスク推計Ⅱと取りまとめ

優先評価化学物質の指定の取消し（法第11条）

有害性情報の提出の求め（法第10条第1項）　有害性情報の報告（法第41条）
取扱い状況の報告の求め（法第42条）　自主的な取扱い状況の報告
追加モニタリング等

評価Ⅲ

排出地点、排出量、モニタリングデータ等を精緻化して再評価

優先評価化学物質の指定の取消し（法第11条）

有害性調査指示
（法第10条第2項）

リスク評価（二次）

有害性調査の結果を踏まえて再評価

優先評価化学物質の指定の取消し（法第11条）

★：審議会の意見の聴取（法第56条）

第二種特定化学物質の指定（法第2条3項）について審議会の意見聴取

第二種特定化学物質の指定（法第2条3項）について審議会の意見聴取

第二種特定化学物質の指定（法第2条3項）について審議会の意見聴取

第二種特定化学物質に指定

一般化学物質へ